仕　　様　　書

型式・製品名	数　量	単価	金額	摘要
自動体外式除細動器及び収納ボックス他賃貸借	60ケ月			
別添特記仕様書のとおり				
消費税				
合　　　　計				

平成２７～３２年度　富谷スポーツセンター自動体外式除細動器賃貸借

特記仕様書

１　品名及び数量

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）及びスタンド型収納ボックス他備品　１セット

２　納期及び納品場所

納　　期　　平成２７年１２月１日（火）まで

納品場所　　富谷町一ノ関字臑合山６の８

３　賃貸借期間

平成２７年１２月　１日～平成３２年１１月３０日まで

４　機器仕様書

⑴　操作性

- ＡＥＤ、除細動パッドとも医療用器具として、薬事法に基づく承認を受けているもの。
- 操作性が簡便であること。
- ＣＰＲ（心肺蘇生法）の手順のコーチング機能が付いていること。その内容として、胸骨圧迫・人工呼吸の手順・回数を音声または画面で指示できるものとする。
- 操作する際は、機器本体に図解表示されている等、改めて取扱説明書を開いて見ることなく、使用できるものとする。
- 日本語の音声アナウンスでの操作ガイダンスの機能を有していること。
- 日本語版救急蘇生ガイドライン（２０１０年）に対応し、２０１０年以降に販売を開始したものであること。
- 電極パッドは事前に本体に接続された状態で本体内に保管可能であること。
- 電極パッドは左右の指定がなく，成人小児共用で使用できるものであること。
- 成人小児の切り替えは小児キーまたは本体操作で可能なこと
- 電極パッドを貼ることにより，除細動が必要な心電図を自動で解析する機能を有していること。

・ 救助する際に誤操作しないよう，操作ボタンは放電ボタン１つであること。

(2) セルフテスト

・ 毎日，バッテリ・内部電子回路及び電極パッドの導通についてセルフテストする機能を有していること。
・ セルフテストの履歴を装置内に記憶できる機能を有していること。
・ セルフテストの結果，ふたを開けることなく使用の可否をランプ等で常時確認できる機能を有していること。
・ セルフテストの結果がエラーであった場合，アラーム音にて周囲に知らせる機能を有していること。また，バッテリ・電極パッド・本体のいずれに異常があるのか確認できる機能を有していること。
・ 機器使用時の心電図波形およびイベント情報を本体内部に記憶し，エラーデータ及び使用履歴の再生可能であること。
・ 毎日のセルフテスト履歴を装置内に記憶し，エラーデータ及び使用履歴の再生可能であること。

(3) バッテリ

・ バッテリは待機状態で契約期間使用可能なものとする。（交換を要する場合，部品代及び交換に要する経費は本調達に含むものとする。）
・ バッテリ残量が少ない場合，本体のフタを開けることなく音やランプで報知できる機能を有すること。

(4) その他

・参考該当品

① ＡＥＤ－２１００カルジオライフ（日本光電製）

② ハートスタートＦＲ３（フィリップス社製）

・ 薬事法に基づく承認を受けている機器で，出力波形は二相性波形であること。
・ 傷病者の体格，状態に応じて変化する抵抗値を自動的に認識し，放電エネルギー量（J)を可変する機能を有していること。
・ パットについて使用期限等設定がある場合は，自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を５年間使用した場合に必要とする枚数及び交換に要する経費を含むものとする。なお、小児用パッドも付属するものとして、交換を要する場合は、上記と同様とする。
・ 本調達にて導入する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）にスタンド型収納ケース１

ケース，キャリングバッグ１個，設置を周知するシール（Ａ４）を付属すること。

- レスキューキット（蘇生用マウスピース，手袋，安全はさみ，脱毛シール等，吸水性タオル，ペーパータオル）を１セット添付すること。
- 通常の使用で障害が発生した場合，部品の修理，交換を行うこと。この場合の期間は賃貸借期間とする。
- 障害等不具合や各種問合せについて，２４時間受付可能な窓口を設けること。（フリーダイヤル等）また，障害等により部品等交換が必要な場合には２営業日以内に訪問し，かつ作業を完了することとし，現地修理を不可能とする場合，代替機を設置しての修理とすること。

５　その他

⑴　見積書に記載する金額は、総額賃貸借料（消費税相当額抜き）とすること。

⑵　備品の納入にあたっては，町の指定する日時に搬入するものとし，搬入に関する一切の経費については，納入業者の負担とする。

⑶　納入した物品については，町の指定する場所に開梱のうえ設置するものとし，梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については，受注者の負担とする。

⑷　使用可能な状態で検収を受けること。また，取り扱いについてデモ機を用いて実技指導及び研修を職員に対して行う。

⑸　この契約は、長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、諸事情により変更又は解除とすることがあるもの。なお、この場合においては、会計年度開始日の２月前までに通知するもの。

⑹　疑義等生じた場合は，受注者と町とで協議の上，決定する。